

<報道発表資料>

令和3年10月27日

指定難病医療に係る臨床調査個人票の誤発送について

指定難病医療受給申請に添付する臨床調査個人票を補正に伴い返送した際、誤ってほかの申請者の臨床調査個人票も同封して郵送してしまった事案が発生しました。

1 誤発送の概要

指定難病医療受給申請の更新手続きにあたり、臨床調査個人票（医師の診断書）の審査を行っていますが、その内容に不備があった時は、申請者に対して保健所を經由して補正を求めています。

このたび、当該臨床調査個人票を返送し、補正を求めた際、誤ってほかの申請者の臨床調査個人票も同封して郵送してしまいました。

2 誤発送した様式の内容

臨床調査個人票（申請者の疾患名、氏名、住所、生年月日等の基本情報のほか、診断基準に関する事項や担当医師の臨床所見などが記載されています。）

3 対応

申請者兩名に経緯を説明し、謝罪をしました。

4 再発防止策

関係職員に対し、業務で取り扱う個人情報の重要性を再認識させます。

郵送する際には、複数の職員で宛名と内容物が一致しているか確認することを徹底してまいります。